

児童育成手当をご存じですか

・育成手当

父または母が、離婚・死亡・行方不明(一年以上)・裁判所からDV保護命令を受けた・重度の障害などの状態にある、18歳到達後最初の年度末までの児童を養育している方に支給します。

▽手当月額 児童一人につき1万3千500円

▽障害の程度 身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1〜3度程度、脳性マヒ、進行性筋萎縮症

▽手当月額 児童一人につき1万5千500円

※育成手当、障害手当とも所得制限があります。

所得制限額(申請者本人)

Table with 2 columns: 扶養人数, 平成28年中の所得. Rows: 0人 (368万4千円未満), 1人 (406万4千円未満), 2人 (444万4千円未満), 3人 (482万4千円未満), 4人目以降 (1人につき38万円ずつ加算)

※社会保険料相当額(8万円)を加算済

▽必要な物 ①申請者(保護者)および児童の戸籍謄本 ②申請者名義の預金口座の分かる物

③印鑑(朱肉で押せる物) ④身体障害者手帳、愛の手帳または診断書(障害のある方) ⑤29年1月1日に台東区に住民登録がなかった方は、29年度住民税課税証明書(所得額が記載されている物・住民登録があった区市町村で発行) ⑥個人番号カードか、通知カードおよび本人確認できる顔写真付きの物(運転免許証等)

※(その他、住民票や民生委員の証

明書などが必要になる場合があります。

※戸籍関係の証明書は発行後1か月以内、その他の証明書は発行後3か月以内の物

▽申込み・問合せ 子育て・若者支援課(区役所6階⑦番) ☎(5246) 12332

29年度住民税(特別区民税・都民税)の納税通知書等を発送します

・住民税を給与から差し引かれている方(特別徴収) 決定通知書を5月12日(金)に発送

・銀行等で直接または口座振替で納めている方(普通徴収) および年金から差し引かれている方 納税通知書を6月9日(金)に発送

※今年度から、都内の区市町村の給与所得者には、原則として特別徴収で納税していただくこととなります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

▽問合せ 税務課課税係 ☎(5246) 11033

29年度住民税(特別区民税・都民税)の課税(非課税)証明書の発行を開始します

▽発行開始日 住民税を給与から引かれている方(特別徴収) 5月12日(金)

・銀行等で直接または口座振替で納めている方(普通徴収) 6月9日(金)

※特別徴収の方でも、給与以外に収入があり、普通徴収で課税されている場合は、6月9日(金)からの発行となります。

※課税されていない方でも、「収入がなかった」「扶養家族だった」等の申告をしないと、非課税証明書が発行できませんのでご注意ください。

※申告期限後に申告すると、証明書発行に日数がかかる場合があります。

※本人以外の方が課税(非課税)証明書の申請をする場合は委任状等が必要です。

▽問合せ 税務課課税係 ☎(5246) 1101

軽自動車税の納期限は5月31日(水)です

軽自動車税は、4月1日現在、軽自動車やバイクなどを所有している方に課税されます。

5月1日に納税通知書を送付しましたので、お近くの金融機関、コンビニエンスストア(通知書裏面記載)、区役所、区民事務所・同分室で、5月31日(水)までに納めてください。

障害のある方には、軽自動車税の免除制度があります。納期限までに申請してください(該当基準等、詳しくは左記へ)。

▽問合せ 税務課課税係 ☎(5246) 1101

区内九士業よろず相談会

弁護士・司法書士・土地家屋調査士・建築士・社会保険労務士・行政書士・税理士・中小企業診断士・不動産鑑定士による無料相談会です。

▽日時 6月1日(木)午前10時〜午後4時(受付は3時まで)

▽場所 区役所1階ロビー

▽申込締切日 5月26日(金)(土・日曜日・祝日を除く午前10時〜午後4時)

※当日現地で受付可

▽申込み・問合せ くらしの相談課区民相談室 ☎(5246) 10255

に該当する方(特別養護老人ホーム入所者は除く) ①ひとり暮らし ②世帯全員が65歳以上 ③自宅に風呂がない

▽交付枚数 年間20枚

▽交付時期・方法 6月下旬・簡易書留郵便で送付

▽利用方法 区内の公衆浴場で1回につき1枚あい入浴券1枚と50円を支払う

▽利用期間 7月1日(土)〜30年3月31日(土)

▽申込方法 申込みの必要はありません。

●初めて申込み方(次のいずれかの方法で申込み)

①申請用はがき(区民事務所・同分室、地区センター、地域包括支援センター、老人福祉センター、老人福祉館、公衆浴場で配布)に記入し、52円切手を貼って左記問合せ先へ郵送

②左記問合せ先で直接申込み

▽申込締切日 5月22日(月)(消印有効) ☎(5246) 12222

▽問合せ 高齢福祉課総合相談・給付担当(区役所2階⑥番) ☎(5246) 12222

区内一斉清掃にご協力をお願いします

区では、ポイ捨て行為の防止に関する条例で、5月30日を「環境美化の日」と定めています。そこで、5月28日(日)に区内一斉清掃を実施します。皆様も住居や店舗・会社の周りを掃除して、きれいにしましょう。

また、大江戸清掃隊による、まちの美化啓発を呼びかけるキャンペーンも行います。

ごみのない、きれいなまちの実現に向けて協力をお願いします。※大江戸清掃隊(ボランティア)でまちの清掃を行っている方、区への登録制)の隊員を募集して

高年齢者ふれあい入浴券の新規申込みを受け付けます

▽対象 4月1日現在、区内在住の65歳以上(昭和27年4月1日以前生まれ)で、次のいずれか

日曜開庁・窓口延長のお知らせ

毎週水曜日に一部の窓口時間を延長しています

▽日時 毎週水曜日午後7時まで(祝日・年末年始を除く)

Table with 2 columns: 階数, 課室. Rows: 1階 戸籍住民サービス課, 2階 国民健康保険課(後期高齢者医療制度担当を含む)、高齢福祉課、介護保険課、障害福祉課, 3階 区民課(国民年金係)、税務課、収納課, 6階 児童保育課、子育て・若者支援課、放課後対策担当

Table with 2 columns: 区民事務所, 電話番号. Rows: 西部区民事務所 (3876) 2651, 北部区民事務所 (3876) 2284, 南部区民事務所 (3842) 2651

※取扱業務等、詳しくは区役所代表電話☎(5246) 1111から担当課へお問合せください。

ご注意ください ※水曜窓口時間延長時と第2日曜日では、取扱業務が異なります。 ※他の市区町村や関係機関に確認等が必要な業務は、取り扱いできない場合があります。詳しくは、各担当課・区民事務所へお問合せください。

第2日曜日に区役所1階の窓口を開いています

▽日時 第2日曜日午前9時〜午後5時

Table with 3 columns: 取扱業務, 窓口番号, 問合せ. Rows: 児童手当・子ども医療費助成の申請(※1)(※4) ⑫番, 住民税課税(非課税)証明書・納税証明書の交付 ※申告済みに限る 軽自動車税納税証明書の交付 ⑩番, 原動機付自転車(125cc以下のバイク)の登録・廃車 ※ミニカー、小型特殊自動車、改造車両は除く(※4) 台東区循環バス「めぐりん」の1か月券・回数券・1日券の販売 母子健康手帳の交付 住民税・軽自動車税の納付・還付 ※還付額は5万円未満に限る 国民健康保険の加入・喪失の届出(※3)(※4) 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付 住民税・軽自動車税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付相談(※2) ⑤番, 転入・転出・区内転居・世帯変更の届出(※4) 印鑑登録・廃止の申請 ⑥番, 通知カード、マイナンバーカードの券面変更・再交付申請 特別永住者証明書の申請・交付 ③番, マイナンバーカードの交付(予約制) ③番, 住民票の写し等の交付 ⑧⑨番, 印鑑登録証明書の交付 戸籍証明(全部・個人事項証明書、身分証明書等)の交付 ⑩番, 戸籍の届出(※4) ⑪番

(※1) 月〜金曜日は子育て・若者支援課(6階⑦番)で取り扱っています。(※2) 月〜金曜日は収納課(3階⑨番)で取り扱っています。(※3) 月〜金曜日は国民健康保険課(2階⑫番)で取り扱っています。(※4) 他の市区町村や関係機関に確認等が必要な業務は、取り扱いできない場合があります。詳しくは、各担当課へお問合せください。

5月は赤十字会員増強運動月間です

5月は赤十字会員と活動資金の募集運動が実施されています。寄せられた募金は、災害救護事業、講習普及事業、国際活動、赤十字ボランティアの育成・支援、看護師等の育成、献血等の血液事業、社会福祉事業など、さまざまな人道的事業に使われています。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

「はかり」の定期検査の事前調査を行います

商店や医療機関等で取引や証明に使用する「はかり」は、2年に1度の定期検査を受ける必要があります。検査は、東京都が9月以降に事業所等へ行っていきます。検査に先立ち、区から「はかり」の使用状況について調査表を送付しますので、ご回答ください。

工業統計調査にご協力ください

29年6月1日現在で工業統計調査を実施します。この調査は、国内の製造業に属する事業所の実態を明らかにするため、経済産業省が毎年実施するものです。調査対象の製造事業所には、5月中旬以降に東京都知事から任命された調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。

区内一斉清掃にご協力をお願いします

区では、ポイ捨て行為の防止に関する条例で、5月30日を「環境美化の日」と定めています。そこで、5月28日(日)に区内一斉清掃を実施します。皆様も住居や店舗・会社の周りを掃除して、きれいにしましょう。

「はかり」の定期検査の事前調査を行います

商店や医療機関等で取引や証明に使用する「はかり」は、2年に1度の定期検査を受ける必要があります。検査は、東京都が9月以降に事業所等へ行っていきます。検査に先立ち、区から「はかり」の使用状況について調査表を送付しますので、ご回答ください。

工業統計調査にご協力ください

29年6月1日現在で工業統計調査を実施します。この調査は、国内の製造業に属する事業所の実態を明らかにするため、経済産業省が毎年実施するものです。調査対象の製造事業所には、5月中旬以降に東京都知事から任命された調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。